

## 京都市京セラ美術館（京都市美術館）等清掃業務 仕様書

京都市文化市民局美術館総務課

（担当 碓・魚谷 電話 075-771-4107）

### 第1 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 第2 用語の定義

- 1 この仕様書において使用する用語は、委託契約書において使用する用語の例による。
- 2 委託契約書及びこの仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号による。
  - （1）清掃 塵埃及び汚れの除去をいう。
  - （2）監督職員 京都市契約事務規則第39条に規定する職員をいい、この契約においては、京都市文化市民局美術館総務課に所属する職員の他、当課課長の指定する職員を含むものとする。
  - （3）検査員 京都市契約事務規則第46条に規定する職員をいい、この契約においては京都市美術館総務課長をいう。

### 第3 基本情報

- 1 開館時間 午前10時から午後6時まで  
※カフェ及びショップの営業時間は異なる。
- 2 休館日 月曜日（祝日の場合及び4月28日（月）は開館）、  
年末年始（12月28日から1月2日まで）  
※展覧会や催事の内容によって、休館日の臨時開館、開館延長を行う場合がある。

### 第4 委託する事項

京都市（以下、「甲」とする。）は受託者（以下、「乙」とする。）に対し、委託する事項は次のとおりとし、その詳細内容については「京都市京セラ美術館（京都市美術館）等日常清掃業務内容仕様書 別紙」を参照すること。

- 1 京都市京セラ美術館（京都市美術館）の日常清掃業務に関すること。
- 2 京都市美術館別館の日常清掃業務に関すること。

## 第5 共通事項

### 1 提出資料

- ・契約後に、年間の清掃スケジュール、体制表、業務開始月以降は、甲の定める日に、翌月の詳細清掃スケジュールを提出し、甲の承認を得ること。定期清掃・大掃除については、事前に甲と調整し、清掃日を決定すること。
- ・現場責任者が翌日に業務日報を甲に提出すること

### 2 清掃用具及びユニフォーム

- ・清掃用具については、すべて受託業者において用意するとともに、清潔感が感じられる清掃用具を選定し、定期的に補充交換を行うこと。また清掃用具は予め定められた場所に整理整頓し、衛生的に保管すること。
- ・文化財保護及び安全確保のため、適切にバッテリー式ライト等を使用し、掃除に必要な照度を確保すること。
- ・清掃員は本業務の遂行にふさわしい統一した服装を着用し、常に清潔に保つとともに汚れた場合は速やかに交換すること。

### 3 清掃方法

- ・特に汚れが目立つ箇所については、甲と協議の上、適切な方法で清掃を行うこと。
- ・清掃時間中の移動時に敷地内に落ちているごみ等を発見した場合には、必ず回収すること。
- ・観覧者の観覧に支障とならないよう常に配慮すること。

### 4 品質保証

- ・業務品質の維持向上を目的とした品質評価（履行状況評価）を定期的を実施すること。

### 5 清掃員への研修

- ・清掃員に対して本業務に必要な知識、技術及び接遇マナー等向上を目的とした指導、教育及び研修等を年2回以上実施し、本業務を円滑に履行出来るよう万全を期すること。また教育及び研修を実施した際は実施記録（様式自由）を作成し、甲に報告すること。

### 6 清掃員詰所のレイアウト変更

- ・業務の実施に係り、詰所等の設備等を変更したい場合は、事前に甲の了承を得るとともに、本委託業務期間の終了後、速やかに現状復旧すること。

## 第6 業務内容

「京都市京セラ美術館（京都市美術館）等日常清掃業務内容仕様書 別紙」に基づき業務を実施するものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症等への対応として日常的に消毒を行うが、具体的な消毒方法や頻度等について積極的に提案すること。

## 第7 業務の報告

- 1 業務実施終了にあたっては、記録した内容を整理し、監督職員に提出すること。
- 2 記録、報告文書は、毎日又は一箇月ごとに提出すること。
- 3 報告様式は、甲が別に定めるものを使用すること。

## 第8 検査

- 1 乙は、委託業務が最終完了したときは、検査員の検査を受けなければならない。
- 2 前項の規定により難しい場合は、検査員の指示により、中間検査とすることができる。

## 第9 委託料

委託料は、毎月の業務終了後に、業務受託者より適法な支払請求書を受理したときは、30日以内に業務受託者に当該請求金額を支払うものとする。なお、各月の支払額は、契約金額を12で除した金額とし、1円未満の端数が生じた場合は、最終の支払において調整する。

## 第10 個人情報の保護

個人情報の保護については、別紙「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」を遵守すること。

## 第11 特記事項

- 1 甲は、委託料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により、甲がこの契約を解除した場合において、乙は、甲が契約解除以降に支払いを予定していた委託料及び契約解除したために生じた損害の賠償について、甲に請求することはできない。